



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *53 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1
- *54 和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 1
- *55 知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 2

規 則

和歌山県規則第53号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年和歌山県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第2条第1項の表7の項(28)」を「第2条第1項の表7の項(32)」に改め、同表6の項中「第2条第1項の表40の項(16)」を「第2条第1項の表39の項(16)」に改め、同表7の項中「第2条第1項の表44の項(11)」を「第2条第1項の表43の項(11)」に改め、同表8の項中「第2条第1項の表52の項(3)」を「第2条第1項の表51の項(3)」に改め、同表9の項中「第2条第1項の表53の項(18)」を「第2条第1項の表52の項(18)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表1の項の改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

和歌山県規則第54号

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則(平成12年和歌山県規則第116号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

別記第4号様式中「第24条第1項」の次に「(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「第33条第1項」を「法第33条第1項」に改める。

別記第5号様式中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（「ねこ」を「猫」に改める部分に限る。）、別記第4号様式の改正規定（「第33条第1項」を「法第33条第1項」に改める部分に限る。）及び別記第5号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第4条の規定により交付されている証明書は、この規則による改正後の第4条の規定により交付された証明書とみなす。

和歌山県規則第55号

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

知事の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県次世代育成支援対策地域協議会の項の次に次のように加える。

和歌山県子ども・子育て会議	9人以内	学識経験を有する者 子どもの保護者 子ども・子育て支援関係者	2年以内	福祉保健部
---------------	------	--------------------------------------	------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。